

## 第十三節 早期審査の手続

### I 早期審査の手続について

#### 1. 早期審査の申請が可能な出願

以下の（１）から（４）の要件を備えた特許出願は、早期審査の申請を行うことができます。

##### （１）出願審査の請求がなされていること

審査請求手続と、早期審査申請の手続は同時でも構いません。

##### （２）以下のいずれか１つの条件を満たしていること

###### ① 中小企業、個人、大学、公的研究機関等の出願

その発明の出願人の全部又は一部が、中小企業<sup>(※1)</sup>又は個人、大学・短期大学<sup>(※2)</sup>、公的研究機関<sup>(※3)</sup>、承認又は認定を受けた技術移転機関（承認TLO又は認定TLO）<sup>(※4)</sup>若しくは各独立行政法人の設置法等で定められた試験研究機関の研究成果に係る技術移転機関（試験独法関連TLO）であるもの（大企業との共同出願の場合には、早期審査の事情説明書の記載要件が一部異なります。詳細は、4.（3）①参照。）

###### ② 外国関連出願

出願人がその発明について、日本国特許庁以外の特許庁又は政府間機関へも出願（国際出願を含む）している特許出願であるもの（以下、「外国関連出願」という。）<sup>(※5)</sup>

###### ③ 実施関連出願

出願人自身又は出願人からその出願に係る発明について実施許諾を受けた者が、その発明を実施している（「早期審査に関する事情説明書」の提出日から2年以内に実施予定の場合と特許法施行令第三条に定める処分（農薬取締法における登録、薬事法における承認）を受けるために必要な手続（委託圃場試験依頼書、治験計画届書の提出等）を行っている場合を含む。）特許出願であるもの（以下、「実施関連出願」という。）<sup>(※6)</sup>

###### ④ グリーン関連出願

グリーン発明（省エネ、CO<sub>2</sub>削減等の効果を有する発明）について特許を受けようとする特許出願であるもの

###### ⑤ 震災復興支援関連出願

出願人の全部又は一部が、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用される地域<sup>(※7)</sup>（東京都を除く。以下、「特定被災地域」という。）に住所又は居所を有する者であって、地震に起因した被害を受けた者である特許出願であるか、又は、出願人が法人であり、当該法人の特定被災地域にある事業所等<sup>(※8)</sup>が地震に起因した被害を受けた場合であって、当該事業所等の事業としてなされた発明又は実施される発明であるもの（以下、「震災復興支援関連出願」という。）

###### ⑥ アジア拠点化推進法関連出願

出願人の全部又は一部が、特定多国籍企業による研究開発事業の促進に関する特別措置法（アジア拠点化推進法）（平成24年法律第55号）に基づき認定された研究開発事業計画（以

下、「認定研究開発事業計画」という。)に従って研究開発事業を行うために特定多国籍企業<sup>(\*)</sup><sup>9)</sup>が設立した国内関係会社<sup>(\*)10)</sup>であって、当該研究開発事業の成果に係る発明(認定研究開発事業計画における研究開発事業の実施期間の終了日から起算して2年以内に出願されたものに限る。)に関する特許出願であるもの(以下、「アジア拠点化推進法関連出願」という。)

### (3) 特許法第42条第1項の規定により取下げとならないものであること

国際出願が日本国を指定国としている場合、及び国内出願で優先権主張をしている場合において、当該出願の優先権主張の基礎となっている国内出願は、特許法第42条第1項及び特許法施行規則第28条の4第2項の規定により出願日から1年4月を経過した時にみなし取下げとなります。このようなみなし取下げとなる見込みの案件については、早期審査の申請があっても、早期審査対象案件として選定されません。

### (4) 代理人が弁理士、弁護士又は法定代理人のいずれかに該当すること

審査を迅速に進めるに当たり、審査官と出願人との意思疎通を円滑に行う必要があることから、代理人が出願人の手続を代理する場合には、弁理士<sup>(\*)11)</sup>、弁護士<sup>(\*)12)</sup>又は法定代理人のいずれかに該当する者が、筆頭代理人として手続を代理する場合に限り、早期審査を行います。

(\*)1) 「中小企業」とは以下(a)～(d)のいずれかに該当する者です。

(a) 中小企業基本法等に定める中小企業。具体的には、次の表1に示す従業員数の基準を満たす企業、あるいは、表2に示す資本の額等の基準を満たす企業。

表1. 業種毎の従業員数の基準

a. 製造業、建設業、運輸業その他の業種 (b～eを除く。)	300人以下
b. 小売業	50人以下
c. 卸売業又はサービス業 (ソフトウェア業、情報処理サービス業及び旅館業を除く。)	100人以下
d. 旅館業	200人以下
e. ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	900人以下

表2. 業種毎の資本の額 (又は出資の総額) の基準

a. 製造業、建設業、運輸業その他の業種 (b及びcを除く)	3億円以下
b. 小売業又はサービス業 (ソフトウェア業及び情報処理サービス業を除く。)	5千万円以下
c. 卸売業	1億円以下

(b) 企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、消費生活協同組合又は消費生活協同組合連合会。

(c) 中小規模の酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、又は酒販組合中央会。

具体的には、その直接又は間接の構成員の3分の2以上が、次の表3に示す従業員数の基準、あるいは、表4に示す資本の額等の基準を満たすもの。

表3. 従業員数の基準

a. 酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会	300人以下
b. 酒販組合、酒販組合連合会、又は酒販組合中央会	50人以下 (酒販卸事業者については100人以下)

表4. 資本の額（又は出資の総額）の基準

a. 酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会	3億円以下
b. 酒販組合、酒販組合連合会、又は酒販組合中央会	5千万以下 (酒販卸事業者については1億円以下)

- (d) 特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人であって、常時使用する従業員の数が300人（小売業は50人、卸売業又はサービス業は100人）以下の法人。
- (※2) 「大学・短期大学」とは、学校教育法第1条で定められた大学、短期大学及び高等専門学校、又は各省庁設置法若しくは独立行政法人設置法で定められた大学校のことであり、
- (※3) 「公的研究機関」とは、国立、公立の試験研究機関、国立大学法人法に基づき設置された大学共同利用機関法人に属する試験研究機関又は独立行政法人設置法等で定められた試験研究機関のことであり、
- (※4) 「承認又は認定を受けた技術移転機関」とは、「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（大学等技術移転促進法）」第4条又は第11条のいずれかの規定に基づき、承認又は認定を受けた事業者とします。
- (※5) 原出願が外国関連出願である分割出願も含まれます。
- (※6) 早期審査における発明の「実施」とは、例えば、出願人自身又は出願人からその出願の発明について実施許諾を受けた者が、日本国内において、生産、使用、譲渡等（譲渡及び貸渡しをいい、その物がプログラム等である場合には、電気通信回線を通じた提供を含む。以下同じ。）、輸出若しくは輸入又は譲渡等の申出（譲渡等のための展示を含む。）のうち、実際に事業化を行っているものが挙げられます。なお、「2年以内に実施予定」には、例えば、出願人と実施許諾を受けるか否か検討する者との間で2年以内に実施許諾契約が合意されて実施に至る蓋然性が低い場合など、2年以内に実施される蓋然性が低い場合は含まれません。
- (※7) 「特定被災地域」に該当する市町村については、特許庁ウェブサイトの「特定被災地域一覧」([https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/souki\\_kaisi/souki\\_tokutei.html](https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/souki_kaisi/souki_tokutei.html))を参照してください。
- (※8) 「事業所等」とは、工場、事務所、店舗、研究所を含みます。ただし、出願人と主体が異なる子会社や関連会社（別登記の法人）は含みません。
- (※9) 「特定多国籍企業」とは、本店又は主たる事務所が所在する国や地域以外の国や地域に、当該法人の子法人等を設立している法人であって、国際的規模で事業活動を行っているとともに、高度な知識又は技術を有すると認められる法人とします。
- (※10) 「国内関係会社」とは、特定多国籍企業がその総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該特定多国籍企業と密接な関係を有する国内の会社とします。

(\*11) 特許業務法人を含みます。

(\*12) 弁理士法人を含みます。

## 2. ベンチャー企業対応面接活用早期審査の申請が可能な出願

ベンチャー企業対応面接活用早期審査(以下、「面接活用審査」という。)では、実施関連出願について、一次審査結果通知前に行う面接を通じて戦略的な特許権の取得につなげます。また、早期審査のスピードで対応することで、早期に質の高い特許権を取得できるようにします。

面接時には例えば以下のとおり行います。

- ・出願人側対応者は、事業における出願の位置付けを説明します。
- ・審査官は、拒絶理由があれば、概要を説明します。
- ・審査官は、拒絶理由を解消するために、出願人のとり得る対応を示すことができる場合は、積極的に補正、分割等の示唆をします。
- ・審査官は、特許庁のベンチャー関連施策等について紹介します。

以下の(1)から(4)の要件を備えた特許出願は、面接活用審査の申請を行うことができます。

### (1) 出願審査の請求がなされていること

上記 I. 1. (1) を参照してください。

### (2) 以下の全ての条件を満たしていること

#### ① ベンチャー企業による出願

ベンチャー企業による出願とは、出願人の全部又は一部が次の(i)から(iii)までのいずれかに該当するものです。

(i) その事業を開始した日以後10年を経過していない個人事業主

(ii) 常時使用する従業員の数が20人(商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者にあつては5人)以下で設立後10年を経過しておらず、かつ大企業(資本金額又は出資金額が3億円以下の法人以外の法人)に支配されていない法人<sup>(\*1)</sup>

(iii) 資本金の額又は出資の総額が3億円以下で設立後10年を経過しておらず、かつ大企業(資本金額又は出資金額が3億円以下の法人以外の法人)に支配されていない法人<sup>(\*1)</sup>

(\*1) 他の大企業に支配されていないこととは以下のa)及びb)に該当していることを指します。

a) 申請人以外の単独の大企業(資本金額又は出資金額が3億円以下の法人以外の法人)が株式総数又は出資総額の1/2以上の株式又は出資金を有していないこと

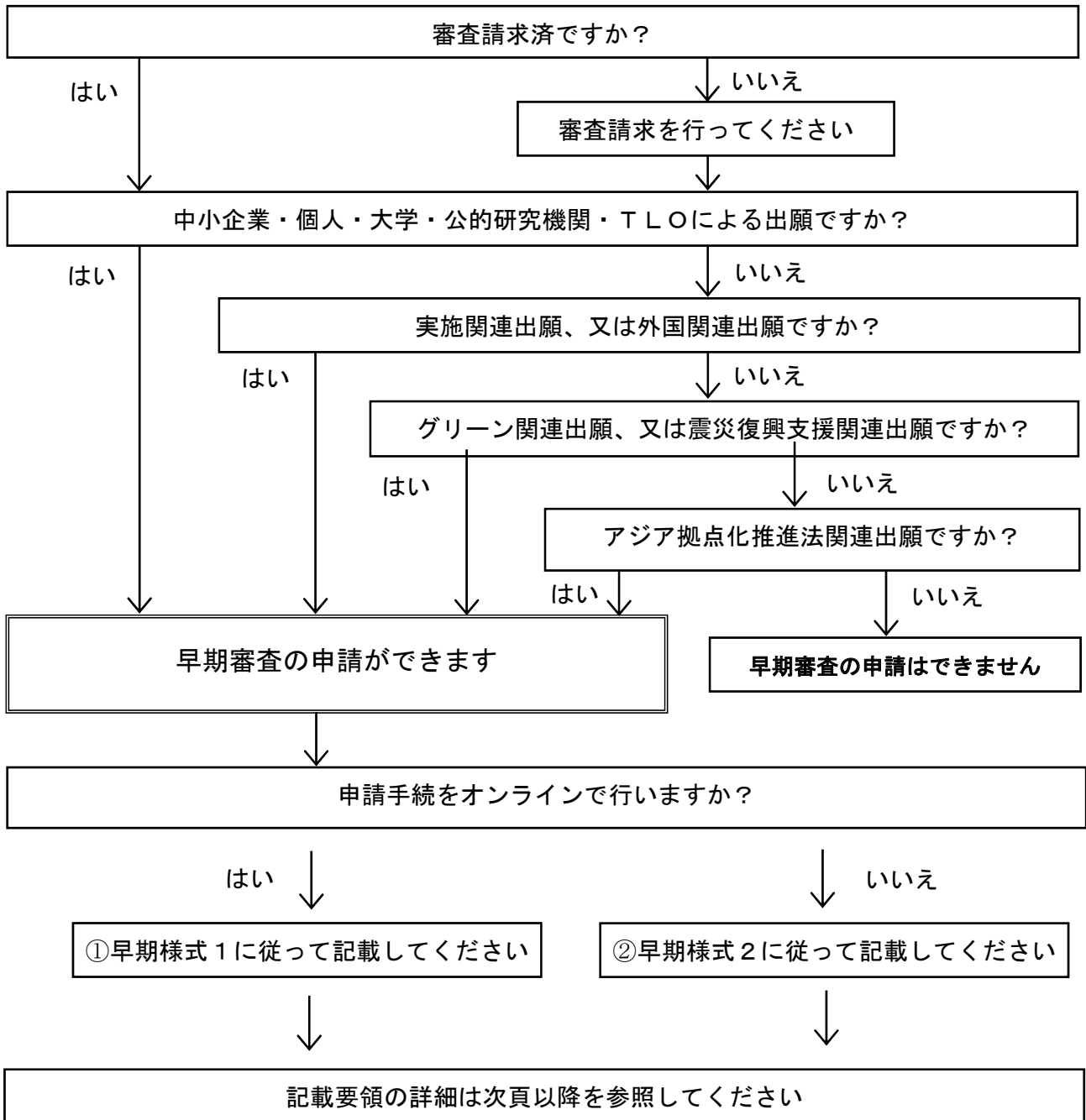
b) 申請人以外の複数の大企業(資本金額又は出資金額が3億円以下の法人以外の法人)が共同で株式総数又は出資総額の2/3以上の株式又は出資金を有していないこと

#### ② 実施関連出願

上記 I. 1. (2) ③を参照してください。

- (3) 特許法第42条第1項の規定により取下げとならないものであること  
上記I. 1. (3)を参照してください。
- (4) 代理人が、弁護士、弁理士又は法定代理人のいずれかに該当すること  
上記I. 1. (4)を参照してください。

### 3. 早期審査の申請手続フロー



ベンチャー企業による出願であって実施関連出願の場合は、面接活用審査の申請も可能です（I. 2. を参照）。

#### [申請条件の選択について]

出願が複数の条件に該当する場合は、「早期に関する事情説明書」の作成負担の少ない条件を選ぶことを推奨します。後述する先行技術調査等の負担を考慮すれば、一般的には、下記①がもっとも負担が少なく、続いて②、③～⑤の順となります。よって、例えば出願人が中小企業

であり、かつ実施を予定している発明であれば、①の中小企業であることを事情として「早期に関する事情説明書」を作成することになります。

表5. 申請条件別「先行技術の開示」の程度

申請条件	先行技術調査の必要性
①中小企業・個人等の出願 震災復興支援関連出願	必ずしも必要でない。知っている文献の記載で可（I. 5. (3) ①及び④を参照）
②外国関連出願	必要だが、外国特許庁の調査結果がある場合は利用不可（I. 5. (3) ②を参照）
③実施関連出願	参照（I. 5. (3) ③を参照）
④グリーン関連出願	参照（I. 5. (3) ③を参照）
⑤アジア拠点化推進法関連出願	参照（I. 5. (3) ③を参照）

また、面接活用審査の場合は、先行技術調査は必ずしも必要ありません。知っている文献の記載のみで足りる。

## 4. 早期審査の申請手続

早期審査の申請をする場合は、特許出願ごとに「早期審査に関する事情説明書」を1通提出してください。なお、特許庁から、「早期審査の対象としない」旨が出願人（代理人）に通知された場合を除いては、「早期審査に関する事情説明書」を再度提出する必要はありません。

### (1) 提出者

早期審査の申請ができるのは、出願人本人及びその手続をする代理人に限ります（第三者が他人の出願に対して申請を行うことはできません。）。複数の出願人が存在する場合、原則そのうちの一人でも手続可能ですが、代表者を選定している場合は例外となります。

### (2) 提出方法

提出方法は以下の3通りがあります。

#### ① オンライン

特許・実用新案の出願等の手続と同様にオンライン手続を行うことができます。

#### ② 持参

特許庁審査業務部出願課受付窓口（所在地 東京都千代田区霞が関3丁目4番3号）に書類を直接提出してください。

#### ③ 郵便・信書便

封筒等に「早期審査に関する事情説明書在中」と表示して、特許庁長官あて（郵便番号 100-8915 東京都千代田区霞が関3丁目4番3号）に郵送してください。

### (3) 手数料

「早期審査に関する事情説明書」の提出に関し、手数料は不要です。また、書面で提出されても、データエントリー料（電子化のための手数料）は不要です。

### (4) 提出書類の補充

提出した「早期審査に関する事情説明書」の補充を行う場合は、必ず「早期審査に関する事情説明補充書」を作成のうえ提出してください（注：「手続補足書」ではありません。）。この場合も手数料は不要です。

### (5) 様式

「早期審査に関する事情説明書」は、以下の様式により作成してください。

表1. 「早期審査に関する事情説明書」等の様式一覧

	オンライン手続の場合	書面手続の場合
事情説明書	①早期様式1	②早期様式2
事情説明補充書	③補充書様式1	④補充書様式2



① 早期審査様式 1 (オンライン手続の場合)

【書類名】 早期審査に関する事情説明書

【あて先】 特許庁長官 殿

【事件の表示】

【出願番号】

【提出者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【早期審査の種別】

【早期審査に関する事情説明】

1. 事情

2. 先行技術の開示及び対比説明

【提出物件の目録】

【物件名】

【添付物件】

【物件名】

【内容】

※【提出物件の目録】については、提出する物件がない場合にはこの項目以下の項目を設ける必要はありません。

②早期審査様式2 (書面手続の場合)

【書類名】 早期審査に関する事情説明書
(【提出日】 令和 年 月 日)
【あて先】 特許庁長官 殿
【事件の表示】
【出願番号】
【提出者】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
【代理人】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
【早期審査の種別】
【早期審査に関する事情説明】
1. 事情
2. 先行技術の開示及び対比説明
【提出物件の目録】
【物件名】
(〇〇〇の写し)

※【提出物件の目録】については、提出する物件がない場合にはこの項目以下の項目を設ける必要はありません。

③ 早期審査補充様式 1 (オンライン手続の場合)

【書類名】 早期審査に関する事情説明補充書

【あて先】 特許庁長官 殿

【事件の表示】

【出願番号】

【提出者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【補充の内容】

【提出物件の目録】

【物件名】

【添付物件】

【物件名】

【内容】

※【提出物件の目録】については、提出する物件がない場合にはこの項目以下の項目を設ける必要はありません。

④早期審査補充様式2 (書面手続の場合)

【書類名】	早期審査に関する事情説明補充書
(【提出日】	令和 年 月 日)
【あて先】	特許庁長官 殿
【事件の表示】	
【出願番号】	
【提出者】	
【識別番号】	
【住所又は居所】	
【氏名又は名称】	
【代理人】	
【識別番号】	
【住所又は居所】	
【氏名又は名称】	
【補充の内容】	
【提出物件の目録】	
【物件名】	
(○○○の写し)	

※【提出物件の目録】については、提出する物件がない場合にはこの項目以下の項目を設ける必要はありません。

「早期審査に関する事情説明書」作成時の一般的留意事項

【書類名】 早期審査に関する事情説明書

注)これは記載例です。

【提出日】 令和〇〇年〇〇月〇〇日)

【あて先】 特許庁長官 〇〇 〇〇 殿

【事件の表示】

【出願番号】 特願〇〇〇〇-012345

識別番号の通知を受けていない場合は  
この項目を設ける必要はありません。

【提出者】

【識別番号】 〇〇〇123456

【住所又は居所】 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

【氏名又は名称】 株式会社〇〇製作所

【代表者】 特許 太郎

識別番号を記載した場合は  
この項目を設ける必要はありません。

【提出者】

【住所又は居所】 〇〇県〇〇郡〇〇町〇〇〇〇番地

【氏名又は名称】 株式会社〇〇電機

【代表者】 発明 次郎

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

代理人によらない場合は  
この項目を設ける必要はありません。

【早期審査の種別】 早期審査

【早期審査に関する事情説明】

1. 事情

(1) 欧州特許庁へ特許出願を行った。

(2) 出願日は〇〇〇〇年〇〇月〇〇日、出願番号は〇〇〇〇〇〇である。

2. 先行技術の開示及び対比説明

(1) 文献名

欧州特許庁の調査結果として引用された全文献は以下のとおりである。

.....(文献名を記載します).....

(2) 対比説明.....(対比説明を記載します).....

これは外国へ特許出願を行っている場合の  
記載例です。

【提出物件の目録】

【物件名】 〇〇〇の写し 1

(〇〇〇の写し)

〈別葉に提出物件を添付してください〉

提出する物件がない場合は  
これらの項目を設ける必要はありません。

## 5. 「早期審査に関する事情説明書」の記載要領

### (1) 書誌的事項の記載要領

#### ① 【提出日】の欄

早期審査に関する事情説明書の提出日は、なるべく記載してください。

提出日については、特許庁審査業務部出願課の受付窓口へ直接提出する場合はその年月日、郵便・信書便により提出する場合はその投函の年月日、又は郵便局・取扱窓口へ差し出す年月日を記載してください。オンラインにより提出する場合には記載不要です。

#### ② 【事件の表示】の欄

##### a) 出願番号が通知されている場合

出願番号が通知されている場合には、「【事件の表示】」の次に「【出願番号】」の欄を設けて「特願 2000-012345」（平成12年以降の出願の場合）「平成11年特許願第123456号」（平成11年以前の出願の場合）のように出願番号を記載してください。

##### b) 出願番号が通知されていない場合（例：出願と同時に申請する場合）

願書、出願審査請求書と同時に早期審査に関する事情説明書を提出する場合など、出願番号が通知されていないときは、「【出願番号】」の欄の代わりに「【出願日】」の欄を設けて「令和2年5月14日提出の特許願」のように出願の年月日を記載し、「【出願日】」の欄の次に「【整理番号】」の欄を設けて、願書に記載した整理番号を記載してください。

（記載例）

【事件の表示】
【出願日】 令和2年5月14日提出の特許願
【整理番号】（願書に記載の整理番号を記載）

国際特許出願について、出願番号が通知されていない場合には、「【出願番号】」の欄を「【国際出願番号】」とし、「PCT/US○○○○/○○○○○○」のように国際出願番号を記載し、「【国際出願番号】」の欄の次に「【出願の区分】」の欄を設けて「特許」と記載してください。

（記載例）

【事件の表示】
【国際出願番号】 PCT/US○○○○/○○○○○○
【出願の区分】 特 許

#### ③ 【提出者】の欄

##### a) 識別番号、住所又は居所

###### ○識別番号の通知を受けている場合

【提出者】の次に【識別番号】の欄を設けて「000123456」のように通知された9桁の識別番号を記載してください。なお、識別番号を記載した場合には【住所又は居所】の欄を設ける必要はありません。

###### ○識別番号の通知を受けていない場合

【提出者】の次に「【住所又は居所】」の欄を設けて、「○○県○○市○○町○丁目○番○号○○マンション○○○号室」のように詳しく記載し、番地がないときは、その旨を住所の

末尾に括弧をして記載してください。郵便番号の記載は必要ありません。なお、住所又は居所を記載した場合には、「【識別番号】」の欄を設ける必要はありません。

b) 氏名又は名称

「【氏名又は名称】」は、法人の場合には法人の名称を記載し、自然人の場合には氏名を記載してください。法人の場合は「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けて、代表者氏名を記載してください。なお、押印、識別ラベルについては不要です。

c) 繰返記載

「【提出者】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときには、「【提出者】」に従属する全ての項目に係る欄を繰返し設けて記載してください。

(記載例)

【提出者】
【識別番号】 0 0 0 1 2 3 4 5 6
【住所又は居所】 ○○県○○市○○町○丁目○番○号
【氏名又は名称】 株式会社○○製作所
【代表者】 特許 太郎
【提出者】
【住所又は居所】 ○○県○○郡○○町○○○番地
【氏名又は名称】 ○○電機株式会社
【代表者】 発明 次郎

注) 上記の記載例は書面で提出する場合の例です。

④ 【代理人】の欄

代理人によらない場合は「【代理人】」の欄を設ける必要はありません。

代理人による場合も代理人及び提出者本人の印及び識別ラベルについては不要です。

代理人の「【識別番号】」及び「【住所又は居所】」については③と同様に記載してください。「【代理人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときには、「【代理人】」に従属する全ての項目に係る欄を繰返し設けて記載してください。

⑤ 【早期審査の種別】の欄

「早期審査」と記載してください。

⑥ その他

a) 書面で提出する場合の様式について

用紙は、日本産業規格A列4番(横21cm、縦29.7cm)の大きさとし、インキがにじまず、文字が透き通らないものを縦長にして用い、用紙には不要な文字、記号、枠線、けい線等を記載しないでください。

余白は、少なくとも用紙の上に6cm、左右及び下に各々2cmをとるものとし、原則としてその左右については各々2.3cmを越えないものとしてください。

書き方は左横書、1行は40字詰めとし、各行の間隔は少なくとも4mm以上をとり、1ページは50行以内としてください。

文字は、10ポイントから12ポイントまでの大きさで、タイプ印書等により、黒色で、明りょうにかつ容易に消すことが出来ないように記載してください。また、半角文字並びに「【」、「】」、「▲」及び「▼」は用いないでください(欄名の前後に「【」、「】」を用いるとき

を除く。)

書類が複数枚にわたるときは、各ページの上の余白部分の右端にページ数をなるべく記入してください。とじ方はなるべく左とじとし、容易に分離し、とじ直すことができるように例えばステープラ等を用いてとじてください。

なお、これらの点はオンラインで提出する場合には電子出願ソフトに従って提出していただければ問題はありません。

b) 日本に営業所を有する外国法人の場合

日本に営業所を有する外国法人であって、日本における代表者が手続を行うときは、「【氏名又は名称】」の次に「【日本における営業所】」の欄を設けて、営業所の所在地を記載し、その次に「【代表者】」の欄を設けてください。

(2) 【早期審査に関する事情説明】の「1. 事情」の記載要領

① 出願人の全部又は一部が、大学・短期大学、公的研究機関、又は承認若しくは認定を受けた技術移転機関（承認TLO又は認定TLO）である場合はその旨を記載してください。

(記載例：大学の場合)

【早期審査に関する事情説明】 1. 事情 出願人〇〇〇〇は学校教育法第1条に定められた大学である。
---

(記載例：公的研究機関の場合)

【早期審査に関する事情説明】 1. 事情 出願人は〇〇県であるが、〇〇県の公的研究機関である〇〇〇研究所の発明である。
---

(記載例：承認又は認定を受けた技術移転機関（TLO）の場合)

【早期審査に関する事情説明】 1. 事情 出願人株式会社〇〇〇ティー・エル・オーは承認を受けた技術移転機関である。
---

また、出願人の全部又は一部が、中小企業又は個人である場合は、その根拠を具体的に記載してください。なお、「中小企業」については、1. (2) 表1 あるいは 表2の基準を満たす企業です。

(記載例：中小企業の場合)

【早期審査に関する事情説明】 1. 事情 出願人〇〇〇〇は製造業に属する事業を主たる事業として営むものであって、従業員数は230人、資本金は2億円であるから、早期審査・審理ガイドラインに定める中小企業である。
--



(記載例：個人の場合)

【早期審査に関する事情説明】

1. 事情

出願人〇〇〇〇は個人である。

② **外国関連出願**の場合は、日本国特許庁以外の特許庁、政府間機関に出願を行ったこと、又は国際出願を行ったことを、出願した国（機関）の出願番号、公報番号又は国際出願番号を含めて具体的に記載してください。その際、出願日の記載及び日本国特許庁以外の特許庁、政府間機関又は受理官庁に出願を行った事実を疎明する書面（出願書類の謄本など）の提出は省略することができます。

外国関連出願において上記いずれの番号も付与されていない場合には、出願した国（機関）及び年月日を記載し、当該外国出願の願書の写し等を添付することによって外国出願番号等の記載に代えることができます。

(記載例：出願番号や公報番号が付与されている場合)

【早期審査に関する事情説明】

1. 事情

欧州特許庁及び米国特許商標庁へ出願を行った。

欧州特許庁への出願の出願番号は〇〇〇〇〇〇である。また、米国特許商標庁では既に特許になっており、米国特許公報の番号はA〇〇〇〇〇〇〇である。

③ **実施関連出願**の場合は、製品を実際に製造販売している場合や、早期審査の申請日から2年以内に生産開始を予定している場合などが該当しますので、その実施状況を記載します。

(記載例：既に製品を製造・販売している場合)

【早期審査に関する事情説明】

1. 事情

請求項1に記載された〇〇〇〇制御装置を用いた〇〇〇〇を令和〇〇年〇月から製品名「〇〇〇〇」として製造・販売している。

※製品名の記載は必須ではありませんが、できるだけ実施状況を詳しく記載してください。

(記載例：申請から2年以内に生産開始する場合)

【早期審査に関する事情説明】

1. 事情

請求項〇〇に記載されているように、〇〇〇〇の点を〇〇〇〇した〇〇〇〇を取り付け、〇〇〇に〇〇〇〇を設けた〇〇〇〇〇を令和〇〇年〇月より生産開始する予定の実施関連出願である。

④ **グリーン関連出願**の場合は、請求項に記載された発明が、省エネ、CO<sub>2</sub>削減等の効果を有する発明（グリーン発明）であることの合理的な説明を、明細書の記載に基づいて簡潔に記載してください。

(記載例：省エネ効果がある場合)

【早期審査に関する事情説明】

1. 事情

請求項○に記載された「○○装置」は、△△の燃焼効率を高めることによる省エネルギー効果を有するものである(段落【○○○○】を参照。)

(記載例：CO<sub>2</sub>削減効果がある場合)

【早期審査に関する事情説明】

1. 事情

請求項○に記載された「○○」は、明細書の段落【○○○○】に記載されているように、××を△△することによりCO<sub>2</sub>排出量を削減する効果を有するものである。

- ⑤ **震災復興支援関連出願**の場合は、出願人の全部又は一部が、特定被災地域に住所又は居所を有する者であって、地震に起因した被害を受けた者である旨か、又は、出願人が法人であり、当該法人の特定被災地域にある事業所等<sup>(※)</sup>が地震に起因した被害を受けた場合であって、当該事業所等の事業としてなされた発明又は実施される発明である旨を記載してください。

(※) 事業所等とは、工場、事務所、店舗、研究所を含みます。ただし、出願人と主体が異なる子会社や関連会社(別登記の法人)は含みません。

(記載例：出願人の住所が特定被災地域にある場合)

【早期審査に関する事情説明】

1. 事情

出願人のうち、株式会社○○○は、特定被災地域に含まれる○○県○○市に住所を有しており、平成23年東日本大震災により被災しました。

(記載例：研究所又は事業所が地震に起因した被害を受けた場合)

【早期審査に関する事情説明】

1. 事情

当該出願の出願人である株式会社○○○○は、本社は東京都○○区であるが、平成23年東日本大震災により、特定被災地域である○○県○○市にある○○所(例：研究所)が被災しました。当該出願の発明は当該○○所(例：研究所)でなされた発明です。

- ⑥ **アジア拠点化推進法関連出願**の場合は、出願人の全部又は一部が、認定研究開発事業計画に従って研究開発事業を行うために特定多国籍企業が設立した国内関係会社であって、請求項に記載された発明が、認定研究開発事業計画に従って行われる研究開発事業の成果に係る発明である旨、認定された研究開発事業の実施期間の終了日から起算して2年以内の出願である旨を記載してください。

(記載例)

【早期審査に関する事情説明】

1. 事情

(1) 株式会社○○○○は、「特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法」に基づいて認定された研究開発事業計画に従って研究開発事業を行う国内関係会社である。

(2) 認定された研究開発事業「△△△△」は、・・・(研究開発事業の内容)・・・を行うものであり、請求項○に記載された発明は、当該研究開発事業の成果に係るものである。

(3) 認定された研究開発事業計画の実施期間の終了日は○○年○月○日であるから、本出願は、実施期間の終了日から起算して2年以内に出願されたものである。

⑦ **ベンチャー企業による出願であって実施関連出願**の場合は、冒頭に、「ベンチャー企業対応面接活用早期審査を希望する」ことを必ず記載してください。また、ベンチャー企業による出願かつ実施関連出願であることを具体的に記載してください。さらに、面接の日程調整のため、出願人又は代理人等の電話連絡先等を記載してください。

「ベンチャー企業による出願」であることを説明するには、出願人の全部又は一部が上記 I.

2. (2) ①に示した(i)から(iii)までのいずれかに該当することを記載します。

※登記簿本等の証明書の提出は原則不要ですが、特許庁から求めがあった場合には速やかに提出してください。

「実施関連出願」については、上記 I. 5. (2) ③を参照してください。

(記載例：個人事業主の場合)

**【早期審査に関する事情説明】**

1. 事情

ベンチャー企業対応面接活用早期審査を希望する。

(1) ベンチャー企業であることの説明

出願人○○○○は、開業届出書を税務署に提出した個人事業主であり、事業の開始日が○○○○年○月○日であって事業開始後10年未満であるから、「早期審査・早期審理ガイドライン」に定めるベンチャー企業である。

(2) 実施関連出願であることの説明

・・・(実施関連出願であることを記載します)・・・

出願人電話連絡先 ○○○-○○○○-○○○○

(記載例：小規模企業の場合)

**【早期審査に関する事情説明】**

1. 事情

ベンチャー企業対応面接活用早期審査を希望する。

(1) ベンチャー企業であることの説明

出願人○○○○は、サービス業に属する事業を主たる事業として営むものであって従業員数は3人で設立後10年を経過しておらず、かつ、他の大企業(資本金額又は出資金額が3億円以下の法人以外の法人)に支配されていない企業であるから、「早期審査・早期審理ガイドライン」に定めるベンチャー企業である。

(2) 実施関連出願であることの説明

・・・(実施関連出願であることを記載します)・・・

出願人電話連絡先 ○○○-○○○○-○○○○

(記載例：資本金 3 億円以下の法人の場合)

<p><b>【早期審査に関する事情説明】</b></p> <p>1. 事情 ベンチャー企業対応面接活用早期審査を希望する。</p> <p>(1) ベンチャー企業であることの説明 出願人株式会社〇〇〇〇は、資本金〇億円であるから資本金 3 億円以下であり、〇〇〇〇年〇月〇日設立であるから設立から 10 年未満であり、かつ、他の大企業（資本金額又は出資金額が 3 億円以下の法人以外の法人）に支配されていない企業であるから、「早期審査・早期審理ガイドライン」に定めるベンチャー企業である。</p> <p>(2) 実施関連出願であることの説明 ・・・・・・(実施関連出願であることを記載します)・・・・・・</p> <p>出願人電話連絡先 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇</p>
---

(3) 【早期審査に関する事情説明】の「2. 先行技術の開示及び対比説明」の記載要領

① 中小企業、個人、大学、公的研究機関、TLOが単独で出願する場合には、先行技術の開示に当たり先行技術調査を改めて行うことは必要ではありません（大企業との共同出願の場合は、「特例」に該当する場合を除き、先行技術調査が必要となります。）が、出願人が知っている先行技術文献との対比説明は必要となります。

したがって、対比説明を行うために、先行技術調査結果に基づく文献名や、早期審査の事情説明書提出までに知った文献名は必ず記載することが必要です。

(参考) 単独出願と共同出願の場合における要件の違い

条 件	先行技術の開示の際の先行技術調査	対比説明
中小企業・大学等の単独出願	知っている文献でも可	必 要
大企業との共同出願	必要	
中小企業と大企業との共同出願	原則必要だが、 <b>特例</b> (*) に該当する場合は知っている文献でも可	

(\*) 中小企業と大企業との共同出願における「特例」：「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律」に基づく認定計画に従って行われる特定研究開発等の成果に係る発明で、かつ、中小企業の権利の持分比率が 50% 以上の場合。この場合、認定計画における特定研究開発等の実施期間の終了日から起算して 2 年以内に出願されたものに限りま。

**【先行技術調査の方法】**

特許庁では、インターネットを介して誰もが無料で先行技術調査が行なえるよう、特許情報プラットフォーム (J-PlatPat : <https://www.j-platpat.inpit.go.jp/>) による検索サービスを提供しております。

**【文献名の記載要領】**

文献を開示する場合は、以下の例にならって記載してください。特に J-PlatPat 以外で入手した非特許文献の場合、記事が特定できるように出版年、号数、ページ数、出版社等を記

載してください。

例1) 特開2003-000001号公報

例2) 特開平05-000001号公報

例3) 実公平07-000001号公報

#### a) 明細書中に先行技術文献と対比説明の記載がない場合(\*)

中小企業、個人、大学、公的研究機関、TLOが単独で出願する場合については、先行技術の開示において、先行技術調査を行った上で先行技術文献を開示していただくことを推奨しますが、上記出願人に限り先行技術調査は必須ではなく、出願人が知っている文献を記載していただくことで足りるものとします(特許法第36条第4項第2号と同じ要件ですが、出願以降に新たに知った文献がある場合には当該文献も記載してください)。

対比説明とは、早期審査を申請する出願の「特許請求の範囲」に記載された発明(以下、これを「本願発明」と呼ぶ場合があります)と先行技術文献の内容とを比較検討し、両者の相違点や、相違点に基づく本願発明の技術的に有利な効果を、具体的かつ簡潔に記載してください。比較を行うに当たっては、関連する先行技術文献の内容について、記載されている場所がわかるようにページ数、行数、図の番号等を示してください。

(\*) 明細書に先行技術文献の開示がない場合、早期審査の事情説明書に先行技術文献を記載するだけでは、特許法第36条第4項第2号の要件を満たすことにはなりませんのでご注意ください。

(記載例)

<p><b>【早期審査に関する事情説明】</b></p> <p>1. 事情 .....(事情を記載します).....</p> <p>2. 先行技術の開示及び対比説明</p> <p>(1) 文献名 先行技術調査を行なった結果、文献1を発見しました。また、知っている文献として文献2があります。 文献1：特開平05-000001号公報 文献2：携帯電話マガジン2005年10月号 10-15頁 携帯電話マガジン出版社</p> <p>(2) 対比説明 文献1の第3ページ第5行から第15行、及び文献2の第10ページから第15ページには、本願発明と技術分野は同じ携帯電話に関するものが開示されていますが、着信を知らせるのは音と振動によるものです。 これに対し、本願発明は、音と振動に加え、光でも着信を知らせることができる点で異なります。これにより、身体に触れておらず、周囲雑音が激しい状況でも着信を知らせることができます。</p>
---

#### [大企業との共同出願の場合]

「特例」に該当する場合を除き、中小企業や個人、大学・公的研究機関・TLOが大企業と共同出願をしている場合には、先行技術調査を行っていただいた上で、先行技術の開示を行う必要があります。

## b) 明細書に先行技術文献と対比説明がある場合

明細書において、既に、先行技術・関連技術の調査結果が文献名・公報番号などを挙げて適切に開示され、かつ対比説明も適切に記載されている場合は以下の例のような簡略記載が可能です。

(記載例)

<p><b>【早期審査に関する事情説明】</b></p> <p>1. 事情 .....(事情を記載します).....</p> <p>2. 先行技術の開示及び対比説明</p> <p>(1) 文献名 明細書中の段落【0008】に記載しています。</p> <p>(2) 対比説明 明細書の段落【0010】及び【0011】において十分な対比説明を行っている。</p>
---

## c) 明細書に先行技術文献のみの記載がある場合

明細書において先行技術文献の開示は適切になされているものの、対比説明が不十分な場合には、上記記載例の、「(2) 対比説明」の部分に対比説明を記載することが必要です。

② 外国関連出願においては、先行技術の開示の際の先行技術調査、及び対比説明の両方が必要です。ただし、他国の特許庁において先行技術調査結果が得られている場合は、当該調査結果は先行技術調査に代えることが可能ですので、その結果に基づいて、先行技術の開示と対比説明を記載してください。

### a) 外国特許庁の調査結果がない場合

外国関連出願については、先行技術の開示において、先行技術調査を行った上で先行技術文献を開示していただく必要があります。対比説明は、本願の特許請求の範囲に記載された発明と先行技術の内容とを比較検討し、両者の相違点や本願発明の技術的に有利な効果を、具体的かつ簡潔に記載してください。

(記載例：外国特許庁の調査結果がない場合)

<p><b>【早期審査に関する事情説明】</b></p> <p>1. 事情 .....(事情を記載します).....</p> <p>2. 先行技術の開示及び対比説明</p> <p>(1) 文献名 特許情報プラットフォームを用いて検索した結果、本願発明に関連する文献は以下のとおりである。なお、検索は、「要約+請求の範囲」で検索キーワード「傘」、「LED」、「発光ダイオード」を用いて調査した。 文献1：特開平05-000001号公報 文献2：特開2000-543210号公報</p> <p>(2) 対比説明 本願発明は、雨天時夜間の安全のため、傘の露先にLEDを設け点滅させる傘です。一方、文献1と2には、同じく、雨天時夜間の安全のため、反射部材を用いた傘が開示されていますが、LEDの点滅に比べ認知性が低いものです。</p>
---

なお、明細書において、既に、先行技術・関連技術の調査結果が文献名・公報番号などをあげて適切に開示され、かつ対比説明も適切に記載されている場合は以下の例のような簡略記載が可能です。

(記載例：簡略記載の場合)

<p>【早期審査に関する事情説明】</p> <p>1. 事情 .....(事情を記載します).....</p> <p>2. 先行技術の開示及び対比説明</p> <p>(1) 文献名 明細書中の段落【0008】に記載しています。</p> <p>(2) 対比説明 明細書の段落【0010】及び【0011】において十分な対比説明を行っている。</p>
--

#### b) 外国特許庁の調査結果がある場合

外国特許庁での先行技術調査結果が既に得られている場合は、当該調査結果として引用された全ての先行技術文献を記載してください。明細書中での調査結果・対比説明がある場合でも省略しないでください(なお、出願人自らによる先行技術調査及び当該調査結果の記載を省略することは可能です)。

(記載例：外国特許庁の調査結果がある場合で、調査結果のみ記載の場合)

<p>【早期審査に関する事情説明】</p> <p>1. 事情 .....(事情を記載します).....</p> <p>2. 先行技術の開示及び対比説明</p> <p>(1) 文献名 欧州特許庁の調査結果として引用された全文献は以下のとおりである。 文献1：欧州特許出願公開第10001号明細書 文献2：米国特許第500001号明細書</p> <p>(2) 対比説明 本願発明は、雨天時夜間の安全のため、傘の露先にLEDを設け点滅させる傘です。一方、文献1と2には、同じく、雨天時夜間の安全のため、反射部材を用いた傘が開示されていますが、LEDの点滅に比べ認知性が低いものです。</p>
--

#### [日本語国際出願の特例]

日本語で国際出願している特許出願において、国際調査見解書又は国際予備審査報告書が得られている場合には、それらを早期審査に関する事情説明書に添付することにより先行技術の開示及び対比説明の記載を省略することができます。

ただし、早期審査の対象となる発明が補正により国際調査見解書又は国際予備審査報告書の対象となった発明と全く異なるものとなった場合には、補正後の発明に対して先行技術調査を行い、出願人による先行技術文献の開示と対比説明する必要があります。

③ 実施関連出願、グリーン関連出願及びアジア拠点化推進法関連出願については、先行技術の開示の際の先行技術調査、及び対比説明の両方が必要です。

**a) 明細書中に先行技術文献と対比説明の記載がない場合**

先行技術の開示において、先行技術調査を行った上で先行技術文献を開示していただく必要があります。対比説明は、本願の特許請求の範囲に記載された発明と先行技術文献の内容とを比較検討し、両者の相違点や本願発明の技術的に有利な効果を、具体的かつ簡潔に記載してください。

(記載例)

<p><b>【早期審査に関する事情説明】</b></p> <p>1. 事情 .....(事情を記載します).....</p> <p>2. 先行技術の開示及び対比説明</p> <p>(1) 文献名 商用データベース〇〇を用いて、キーワード「自転車」、「補助輪」、「跳ね上げ」、「跳上」を用いて検索した結果、以下の関連文献が発見された。 文献1：特開平10-123456号公報</p> <p>(2) 対比説明 本願発明は、「前輪と後輪と、前輪と後輪との間に懸架されたフレームと、後輪を駆動するためのペダルと、ペダルの動力を後輪に伝達するチェーンを備えた自転車において、後輪の両側に補助輪を設け、この補助輪が一定以上の速度の走行時には自動的に跳ね上げられる跳ね上げ駆動部を設けたことを特徴とする自転車」です。 これを文献1と対比すると、文献1の4ページに記載された「前輪」、「後輪」、「前輪と後輪との間に懸架されたフレーム」、「後輪を駆動するためのペダル」、「ペダルの動力を後輪に伝達するチェーン」、「後輪の両側の補助輪」が構成上共通します。 しかしながら文献1の「後輪の両側の補助輪」は、跳ね上げることはできますが、走行前に運転者が必要性に応じて、いわば、使用者毎に跳ね上げるか否か判断して足で跳ね上げるものです。 これに対し、本願発明の補助輪は一定以上の速度の走行時には自動的に跳ね上げられるものであり、速度が遅い不安定な時は補助輪が作用し、その後一定以上の速度に達した後は、自動的に補助輪を跳ね上げて自転車の運転の習熟を促すもので、その機能は大きく異なるものです。</p>
--

**b) 明細書に先行技術文献と対比説明がある場合**

明細書において、既に、先行技術・関連技術の調査結果が文献名・公報番号などを挙げて適切に開示され、かつ対比説明も適切に記載されている場合は、以下の例のような簡略記載が可能です。

(記載例：簡略記載の場合)

<p><b>【早期審査に関する事情説明】</b></p> <p>1. 事情 .....(事情を記載します).....</p> <p>2. 先行技術の開示及び対比説明</p> <p>(1) 文献名</p>
---



明細書中の段落【0008】に記載しています。  
(2) 対比説明  
明細書の段落【0010】及び【0011】において十分な対比説明を行っている。

④ 震災復興支援関連出願の場合、先行技術の開示に当たり先行技術調査を改めて行うことは、原則必要ありませんが、出願人が知っている先行技術文献との対比説明は必要となります。なお、要件(※)を満たさない大企業との共同出願の場合は、先行技術調査が必要となります。

(※) 出願人の全部又は一部が、特定被災地域に住所又は居所を有する者であって、地震に起因した被害を受けた者であるか、又は、特定被災地域にある事業所等が地震に起因した被害を受けた場合であって、当該事業所等の事業としてなされた発明又は実施される発明を出願した法人

⑤ ベンチャー企業による出願の場合、先行技術の開示に当たり先行技術調査を改めて行うことは必要ありませんが、出願人が知っている先行技術文献との対比説明は必要となります。

なお、大企業との共同出願の場合は、上記 I. 5. (3) ①(参考)を参照してください。

⑤-1 明細書中に先行技術文献と対比説明の記載がない場合

上記 I. 5. (3) ① a) を参照してください。

⑤-2 明細書中に先行技術文献と対比説明がある場合

上記 I. 5. (3) ① b) を参照してください。

⑤-3 明細書中に先行技術文献のみの記載がある場合

上記 I. 5. (3) ① c) を参照してください。

#### ⑥ 補正案を提示する場合

先行技術文献と対比等した結果、出願人において特許請求の範囲の記載などを補正した方が望ましいと判断した場合は、補正書を提出し、当該補正書に基づいて先行技術の開示及び対比説明を行うことができるほか、下記のように早期審査に関する事情説明書において補正案を提示し、当該補正案に基づいて先行技術の開示及び対比説明を行うことができます。

※補正案には【請求項1】のような、「【 】」の記号は使用しないでください。

(記載例)

##### 【早期審査に関する事情説明】

##### 1. 事情

… (事情を記載します) …

##### 2. 先行技術の開示及び対比説明

##### (1) 文献名

欧州特許庁の調査結果として引用された全文献は以下のとおりである。

①欧州特許出願公開第 10001 号明細書

②特開平 05-000001 号公報

##### (2) 補正案

<p>請求項1について補正案があり、下記のとおりである。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>.....(補正案を記載します).....</p> <p>(3) 対比説明</p> <p>.....(対比説明を記載します).....</p>
--

**(4) 【提出物件の目録】の記載要領**

【早期審査に関する事情説明】に記載した先行技術文献については、その写しを添付してください。また、アジア拠点化推進法関連出願の場合は、認定研究開発事業計画の写し(\*)を添付してください。ただし、出願が以下の①に該当する場合には全ての先行技術文献の写しの添付を省略でき、②又は③のいずれかに該当する場合はその先行技術文献又は認定研究開発事業計画の写しの添付を省略できます。

(\*)認定研究開発事業計画の写しについては、以下の箇所の抜粋で足りるものとします。

研究開発事業計画の認定通知書	
研究開発事業計画に係る認定申請書	<p>2 研究開発事業計画の内容</p> <p>(1) 事業名</p> <p>(2) 研究開発事業の内容</p> <p>(3) 研究開発事業を行う国内関係会社の記載箇所</p>
	<p>4 実施期間</p> <p>実施期間の記載箇所</p>

※「早期審査に関する事情説明書」に添付された書類は、閲覧に供されます。認定研究開発事業計画の写しを添付する際に上記以外の箇所が含まれる場合、その箇所も開示されることにご留意ください。

① 出願人が、中小企業、ベンチャー企業、個人、大学・短期大学、公的研究機関、承認TLO、又は認定TLOのうちいずれかによる出願である場合若しくは、震災復興支援関連出願である場合

**② 特許情報プラットフォーム (J-P l a t P a t) にて先行技術文献を参照できる場合**

特許情報プラットフォームにおいては、「特許実用新案番号照会」「外国公報DB」にて、内外特許公報の多く(外国公報は米国、欧州、独国、英国、仏国、スイス、カナダ、国際出願それぞれの公開公報あるいは特許(公告)公報)を参照でき、これらの公報については添付を省略できます。

先行技術文献がこれらの公報に該当するために写しの提出を省略するときは、「添付を要しないため省略する。」旨記載してください。

**③ 同時又はすでになされた他の手続において特許庁に提出されている先行技術文献又は認定研究開発事業計画の写しを援用する場合**

援用により写しの提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に「【物件名】」の欄を設けて、当該書類名を記載し、その次に「【援用の表示】」の欄を設けて、援用される事件の表

示（特許権に係るものにあつては、特許番号、書類名及びその提出日）を記載してください。  
また、2以上の写しの提出を省略するときは、「【物件名】」に従属する全ての項目に係る欄を  
繰り返し設けて記載してください。

④ 事情説明書に提出する物件が一つも存在しない場合、もしくは、物件全てについて提出を省  
略できる場合、【提出物件の目録】欄以下の項目を削除することができ、何も記載する必要は  
ありません。

⑤ 複数の提出対象となる物件の内、一部の文献の提出を省略できる場合、提出を省略できるも  
のについては、その物件について「添付を要しないため省略する。」旨記載してください。

（記載例：物件（文献）1件をイメージで提出する場合）

【提出物件の目録】
【物件名】 米国特許第〇〇〇〇〇号明細書 1
【添付物件】
【物件名】 米国特許第〇〇〇〇〇号明細書
【内容】 文献イメージ

（記載例：物件（文献）2件をイメージで提出する場合）

【提出物件の目録】
【物件名】 米国特許第〇〇〇〇〇号明細書 1
【物件名】 仏国特許第〇〇〇〇〇号明細書 1
【添付物件】
【物件名】 米国特許第〇〇〇〇〇号明細書
【内容】 文献イメージ
【物件名】 仏国特許第〇〇〇〇〇号明細書
【内容】 文献イメージ

（記載例：複数提出物件の内、一部の文献の提出を省略できる場合）

【提出物件の目録】
【物件名】 携帯電話マガジン 2005年10月号 10-15頁 1
【物件名】 仏国特許第〇〇〇〇〇号明細書 1
【添付物件】
【物件名】 携帯電話マガジン 2005年10月号 10-15頁
【内容】 文献イメージ
【物件名】 仏国特許第〇〇〇〇〇号明細書
【内容】 添付を要しないため省略（J-PlatPatにより参照可能）

(記載例：写しを添付する場合)

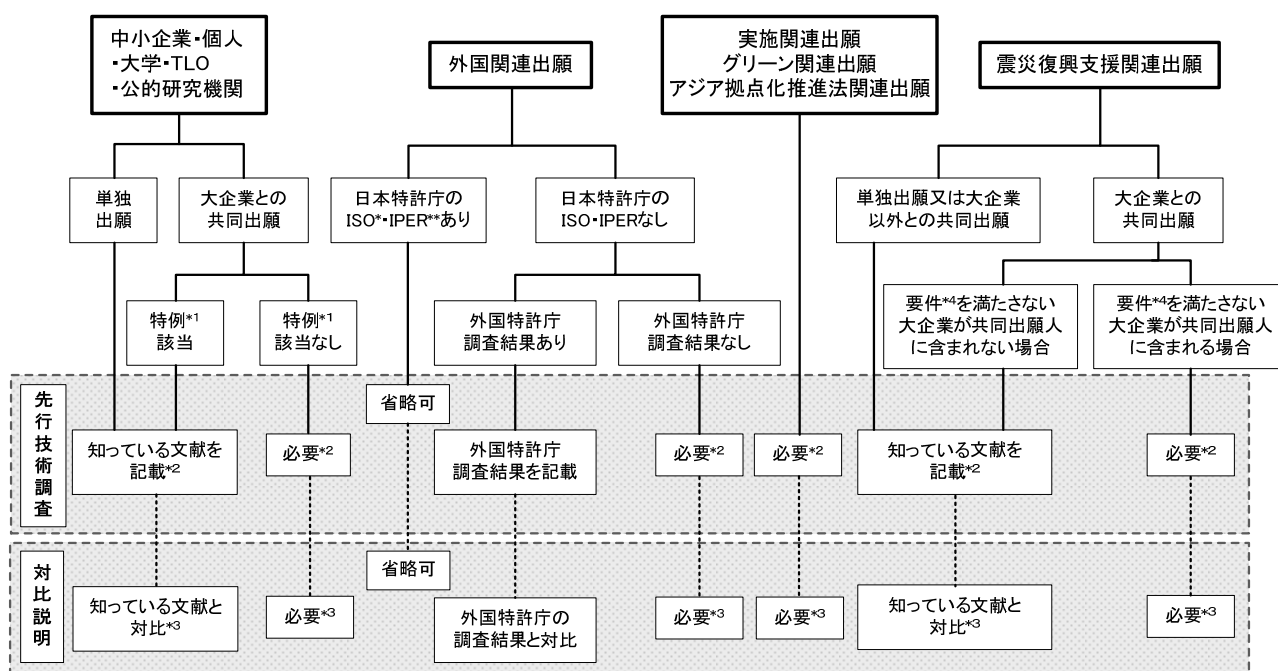
【提出物件の目録】  
 【物件名】 携帯電話マガジン 2005年10月号 10-15頁 1  
 (別葉に提出物件を添付する)

(記載例：援用により提出する物件を省略する場合)

【提出物件の目録】  
 【物件名】 西独国特許第〇〇〇〇〇号明細書 1  
 【援用の表示】 特願平〇年〇〇〇〇〇〇号、意見書、平成〇年〇月〇日

※「【物件名】」は50文字以内とし、数量を記載してください。物件名と数量の間にはスペースを入力しますが、それ以外にはスペースを用いしないでください。

### (5) 先行技術調査及び対比説明の要否判断フロー



- \* 1: 中小企業と大企業との共同出願における「特例」に該当する場合です。
- \* 2: 明細書にて適切な先行技術調査結果の記載・文献の開示がなされている場合は省略することが可能です。
- \* 3: 明細書にて、先行技術文献との対比説明が的確に記載されている場合は、省略することが可能です。  
明細書に先行技術調査結果・対比説明の両方を適切に記載している場合は、どちらも省略することが可能です。  
したがって、明細書は当初から先行技術文献、対比説明など、的確に記載しておくことが得策です。
- \* 4: 出願人の全部又は一部が、特定被災地域に住所又は居所を有する者であって、地震に起因した被害を受けた者であるか、又は、特定被災地域にある事業所等が地震に起因した被害を受けた場合であって、当該事業者等の事業としてなされた発明又は実施される発明を出願した法人。
- \*, \* \*: ISOは国際調査見解書の略、IPERは国際予備審査報告書の略です。

※面接活用審査については、「中小企業・個人・大学・TLO・公的研究機関」の箇所を参照してください。

## 6. 審査手続等

### (1) 審査手続

#### ① 選定手続

特許庁では、「早期審査に関する事情説明書」の提出があった出願に対して、早期審査の対象に付すか否かの選定が行われます。

なお、「早期審査に関する事情説明書」の事情の記載では、実施関連出願について実施状況が不明確である場合、及びグリーン関連出願についてグリーン発明であることが不明確である場合は、特許庁から出願人（代理人）に問い合わせを行うことがあります。

## ②早期審査として選定できない事例

早期審査の対象とするか否かは、「早期審査に関する事情説明書」の記載に基づいて行われます。以下に示す例は、早期審査の対象となりませんので参考にしてください。

### a) 事情

○中小企業、個人、大学、公的研究機関、TLOからの出願

（例1）公的研究機関以外の研究機関（社団法人・財団法人）

（例2）「中小企業」と記載していながら、従業員数が400人、資本金が4億円などと、

1.（2）①の（\*2）に記載の基準を逸脱した記載がある場合

○外国関連出願

（例1）外国特許庁に出願した出願番号等が記載されておらず、外国出願の願書の写し等も添付されていない場合

（例2）外国特許庁に出願した出願番号等が間違っている場合

○実施関連出願

（例1）実施予定でありながら、その予定が2年以内である旨が記載されていない場合

○グリーン関連出願（省エネ、CO<sub>2</sub>削減等の効果を有する発明について特許を受けようとする特許出願）

（例1）事情の欄に、グリーン関連であることについて何ら記載がない場合

（例2）グリーン関連出願とは全く関係のない事情が記載されている場合

（例3）グリーン関連出願であることの説明が、明細書の記載に基づいていないことが明らかである場合

○震災復興支援関連出願

（例1）全ての出願人の住所又は居所が、特定被災地域外にあり、かつ地震に起因した被害を受けた事業所等と無関係な出願である場合

（例2）地震に起因した被害を受けた旨の記載がない場合

○アジア拠点化推進法関連出願

（例1）認定研究開発事業計画の写しが添付されておらず、援用する旨も記載されていない場合

（例2）出願人が、認定研究開発事業計画の写しに記載された国内関係会社ではない場合

（例3）本出願に係る発明が認定研究開発事業の成果に係る発明でないことが、認定研究開発事業計画の写しに記載された研究開発事業の内容及び早期審査に関する事情説明書の記載から明らかである場合

（例4）認定研究開発事業の実施期間の終了日から起算して、2年より後に出願されたものである場合

## b) 先行技術の開示と対比説明

### ○先行技術の開示

(例1) 先行技術の開示の欄に、何ら記載がない場合

(例2) 先行技術文献として記載しているものの、何れも出願年よりも新しい発行年の文献が記載されている場合（出願に先行する技術文献として認められないもの）

(例3) 特例（4.（3）①参照）に該当することを事情において主張していない中小企業と大企業の共同出願であるにもかかわらず、先行技術調査が行われていない場合

(例4) 震災復興支援関連出願において、要件<sup>(※)</sup>を満たさない大企業が出願人に含まれているにもかかわらず、先行技術調査又は対比説明が行われておらず、明細書中にも先行技術文献と対比説明の記載がない場合

(※) 出願人の全部又は一部が、特定被災地域に住所又は居所を有する者であって、地震に起因した被害を受けた者であるか、又は、特定被災地域にある事業所等が地震に起因した被害を受けた場合であって、当該事業所等の事業としてなされた発明又は実施される発明を出願した法人

### ○対比説明

(例1) 先行技術文献の提示のみで対比説明が何ら記載されていない場合

(例2) 出願の技術的内容が記載されているだけで、先行技術文献との対比的な説明が記載されていない場合

(例3) 先行技術文献の技術的内容が記載されているだけで、出願内容との対比的な説明が記載されていない場合

## ③ベンチャー企業対応面接活用早期審査として選定できない事例

### a) 事情

(例1) 「ベンチャー企業」と記載していながら、資本金が3億円以上であるなど、ベンチャー企業の条件を逸脱した記載がある場合

### b) 先行技術の開示と対比説明

(例1) 出願人の知っている先行技術文献の開示が何らされていない場合

(例2) 出願人が知っている先行技術文献との対比説明が何ら記載されていない場合

## ④選定結果の通知

選定の結果は、「早期審査に関する通知書」として出願人に通知されます。面接活用審査の対象となった場合には、面接の日程調整等のため、審査官から代理人等に連絡を行います。

## ⑤審査官による早期審査・面接活用審査の開始

選定の結果、早期審査の対象となった案件については、早期に審査が開始され（特別の事情がある場合を除く）、着手後の処理についても遅滞なく処分が終了するよう審査手続が

進められます。

更に面接活用審査の対象になった案件については、一次審査結果通知前に行う面接を通じて、ベンチャー企業が早期かつ戦略的に特許権を取得できるようにします。そのため、面接時には上記 I. 2. に示したとおり例えば以下のとおり行います。

- ・出願人側対応者は、事業における出願の位置付けを説明します。
- ・審査官は、拒絶理由があれば、概要を説明します。
- ・審査官は、拒絶理由を解消するために、出願人のとり得る対応を示すことができる場合は積極的に補正、分割等の示唆をします。
- ・審査官は、特許庁のベンチャー関連施策等について紹介します。

## (2) 提出書類の閲覧

「早期審査に関する事情説明書」は、選定結果の如何にかかわらず、出願書類等と同様に閲覧に供します。

## (3) 早期処理のための出願人（代理人）の協力

早期処理が図れるよう出願人（代理人）に対し以下の点の協力をお願いします。

- ① 応答期間の延長請求の抑制
- ② 補正書、納付書等のオンライン手続の励行
- ③ 審査官から面接審査、技術説明等の要請があった場合における対応
- ④ 証明書類や入手困難な先行技術文献等（企業における自社カタログ、大学における発明者の大学内論文集等）の提出を求めた際の速やかな提出
- ⑤（手数料を長期間納付しない等の）出願人（代理人）の責により方式審査が長期間未完となることのない、円滑な手続の進行

特に、同一出願人からの早期審査の申請が多数に及んだ場合においては、審査効率の向上を図るために、出願人に対して技術説明などを要請することがあります。

上記の協力が十分かつ迅速に得られない場合には、早期審査の対象外とすることがあります。

## 7. 問い合わせ窓口

特許庁審査第一部調整課審査業務管理班

TEL 03-3581-1101（内線 3106）

E-mail PA2210@jpo.go.jp